

飯能市と株式会社NTTドコモとの連携に関する協定書

令和2年 〇〇月 〇〇日

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで、飯能市の課題解決、魅力の向上に取り組み、飯能市の地域活性化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力し、情報通信技術（ICT）・AI・ビッグデータ、XR・5Gなど先進技術等を活用して、飯能市の地域活性化に資する取組を実施することにより、地域の活力を高め、さらなる飯能市の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 教育振興に関すること。
- (2) 観光振興に関すること。
- (3) 産業振興に関すること。
- (4) 健康・医療に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するため必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項に規定する連携・協力の具体的な内容及び実施方法その他必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかからも書面によって契約を変更しない旨の意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通保有する。

甲 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
飯能市
飯能市長

大久保 勝



乙 東京都港区赤坂1丁目8番1号
株式会社NTTドコモ
第一法人営業部長

有村 和信

